

平成 2 6 年 2 月 2 7 日 開 会

平成 2 6 年 3 月 1 7 日 閉 会

平 成 2 6 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 26 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 2 号

平成 26 年第 1 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 26 年 2 月 20 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 26 年 2 月 27 日 (木)
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 26 年 2 月 27 日 (木曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 26 年 3 月 17 日 (月曜日) 午前 11 時 43 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	2月 27 日	2月 28 日	3月 11 日	3月 17 日
1	森 口 久 士	○	○	○	○
2	谷 康 男	○	○	○	○
3	大 川 新 也	○	○	○	○
4	柴 田 初 子	○	○	○	○
5	藤 本 傳 夫	○	○	○	○
6	森 崇	○	○	○	○
7	新 名 教 男	○	○	○	○
8	安 井 信 之	○	○	○	○
9	植 松 勝 太 郎	○	○	○	○
10	渡 辺 慧	○	○	○	○
11	村 上 久 美	○	○	○	○
12	鍋 谷 真 由 美	○	○	○	○
13	中 江 正	○	○	○	○
14	中 村 勝 利	○	○	○	○
15	浜 口 勇	○	○	○	○
16	秋 長 正 幸	○	○	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日	第3日	第4日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○	○	○
副 町 長	竹 内 章 介	○	○	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○	○	○
政策統括監併任教育部長	松 本 篤	○	○	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○	○	○
健康福祉部長	松 尾 俊 男	○	○	○	○
企画振興部長	大 江 正 彦	○	○	○	○
税 務 課 長	田 村 房 敬	○	○	○	○
環境衛生課長	樋 元 一 郎	○	○	○	○
学校教育長	坂 東 民 哉	○	○	○	○
商工観光課長	山 本 真 也	○	○	○	○
会 計 管 理 者	谷 部 達 海	○	○	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○	○	○
健康づくり福祉課長	大 下 淳	○	○	○	○
社会教育課長	松 田 知 巳	○	○	○	○
オリーブ課長	城 博 史	○	○	○	○
議会事務局長	三 好 規 弘	○	○	○	○
農林水産課長	近 藤 伸 一	○	○	○	○
人権対策課長	丸 本 秀	○	○	○	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○	○	○	○
内海病院事務長	岡 本 達 志	○	○	○	○
高齢者福祉課長	濱 田 茂	○	○	○	○
企画財政課長	久 利 佳 秀	○	○	○	○
介護サービス課長兼老健事務長	堀 内 宏 美	○	○	○	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成26年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年2月27日（木）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 町長施政方針
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について）（町長提出）
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について（安田ポンプ場建築工事に係る工事請負変更契約の締結について）（町長提出）
- 第6 議案第1号 小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第7 議案第2号 小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について（町長提出）
- 第8 議案第3号 小豆島サイクリングターミナル整備基金条例を廃止する条例について（町長提出）
- 第9 議案第4号 小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例について（町長提出）
- 第10 議案第5号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第11 議案第6号 小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第12 議案第7号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第13 議案第8号 小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について（町長提出）
- 第14 議案第9号 小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第15 議案第10号 小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）

- 第16 議案第11号 小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について
(町長提出)
- 第17 議案第12号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について
(町長提出)
- 第18 議案第13号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算(第5号)
(町長提出)
- 第19 議案第14号 平成26年度小豆島町一般会計予算
(町長提出)
- 第20 議案第15号 平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算(町長提出)
- 第21 議案第16号 平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算
(町長提出)
- 第22 議案第17号 平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算
(町長提出)
- 第23 議案第18号 平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
(町長提出)
- 第24 議案第19号 平成26年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算(町長提出)
- 第25 議案第20号 平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算(町長提出)
- 第26 議案第21号 平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
(町長提出)
- 第27 議案第22号 平成26年度小豆島町水道事業会計予算
(町長提出)
- 第28 議案第23号 平成26年度小豆島町病院事業会計予算
(町長提出)
- 第29 議案第24号 平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算(町長提出)
- 第30 請願第1号 消費税増税の中止を求める意見書提出についての請願書

開会 午前9時30分

○議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

平成26年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように、平成26年度における当初予算、条例の制定や一部改正など、重要案件を審議します。したがって、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いいたします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月20日開催の議会運営委員会においてお手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、昨日2月26日に開催されました香川県町村議会議長会第65回総会におきまして、全国町村議長会並びに香川県町村議会議長会表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議会議長会表彰、安井信之殿。

○議長（秋長正幸君）

表彰状

香川県小豆島町 安井信之殿

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬清二 代読

(拍 手)

○議会議務局長(三好規弘君) 続いて、香川県町村議会議長会表彰、新名教男殿。

○議長(秋長正幸君)

表彰状

小豆郡小豆島町議会議員 新名教男殿

あなたは、多年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年2月26日

香川県町村議会議長会会長 蓬清二 代読

(拍 手)

○議会議務局長(三好規弘君) 同じく、香川県町村議会議長会表彰、森崇殿。

○議長(秋長正幸君)

表彰状

小豆郡小豆島町議会議員 森崇殿

あなたは、多年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年2月26日

香川県町村議会議長会会長 蓬清二 代読

(拍 手)

○議会議務局長(三好規弘君) 以上で表彰伝達式を終わります。

○議長(秋長正幸君) それでは、今期定例会の開会に当たり、町長から議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長(塩田幸雄君) 本日、小豆島町議会第1回定例会が開催されるに当たりま

して、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた11件の当初予算案のほか、専決の報告2件、条例案件10件、その他案件3件を本日ご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の平成26年第1回小豆島町議会定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時36分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。12月11日以降2月10日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書2件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、4番柴田初子議員、5番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしく申し上げます。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。日程表のとおり、本会議は本日と明日28日、3月11日及び17日とし、会期は本日から3月17日までの19日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から3月17日までの19日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 町長施政方針

○議長（秋長正幸君） 次、日程第3、町長施政方針を議題とします。

町長から平成26年度の施政方針を伺います。町長。

○町長（塩田幸雄君） 平成26年第1回小豆島町議会定例会の開催に当たり、平成26年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

○議長（秋長正幸君） ただいま町長から平成26年度施政に関する所信が述べられました。これに対する質問は3月11日の一般質問の中でお願いします。

暫時休憩します。再開は10時5分とします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時07分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る
訴えの

提起及び裁判上の和解について）

○議長（秋長正幸君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告について町長の報告
を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第1号債権の支払請求に係る専決処分の報告について
ご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について、地方自治法
第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に
より議会に報告するものであります。

内容につきましては、担当室長から説明させます。

○議長（秋長正幸君） 出納室長。

○出納室長（谷部達海君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げ
ます。

お手元の上程議案集1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第1号につきましては、収納対策室から催告によって小豆島町の債権に属す
る病院診療費の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談
にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記

官宛てに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

専決事項としましては、1、町の債権の支払い請求に係る訴えの提起について2件、2、町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解について1件でございます。

まず、1の町の債権の支払い請求に係る訴えの提起についてでございます。

上程議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

小豆島町専決処分第9号についてでございます。

1、支払い督促申し立て日、平成25年11月25日。

2、請求の相手方、香川県小豆郡小豆島町 [REDACTED] 番地、 [REDACTED] でございます。

3、請求の趣旨。子である [REDACTED] 氏の病院診療費8万6,860円及び申し立て手続費用2,430円を支払うこと。

経緯といたしましては、子である [REDACTED] 氏の病院診療費について、親権者である [REDACTED] 氏に対し、平成25年11月25日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年12月11日、 [REDACTED] 氏から適法な督促異議の申し立てが土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行したものでございます。

上程議案集の3ページをお開きいただきたいと思います。

小豆島町専決処分第10号についてでございます。

1、支払い督促申し立て日、平成25年11月27日。

2、請求の相手方、住民票上の住所、香川県小豆郡小豆島町 [REDACTED] 番地、現住所、香川県小豆郡小豆島町 [REDACTED] 番地、 [REDACTED] 氏でございます。

3、請求の趣旨としまして、 [REDACTED] 氏の長男である [REDACTED] 氏と長女である [REDACTED] 氏及び妻である [REDACTED] 氏の病院診療費、合わせまして35万8,740円及び

申し立て手続費用3,980円を支払うこと。

経緯といたしましては、子である■■■■氏及び■■■■氏に対する病院診療費について、親権者である■■■■氏に対し、また妻である■■■■氏に係る病院診療費について、民法第791条に規定する日常家事債務として、夫である■■■■氏に対し、平成25年11月27日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年12月16日、適法な督促異議申し立てが■■■■氏より土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行したものでございます。

次に、2の町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解についてでございます。

上程議案集の4ページをお開きいただきたいと思っております。

小豆島町専決処分第1号についてでございます。

先ほど、小豆島町専決処分第9号で報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権に係る支払い請求において、通常訴訟へ移行後、土庄簡易裁判所において平成26年1月20日に開かれた口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解が成立したものでございます。

和解の概要といたしましては、請求の相手方である■■■■氏と、滞納する病院診療費8万6,860円と申し立て手続費用、訴訟移行に伴う経費の合計額8万9,790円を和解条項のとおり一括で支払うことで和解を行ったものでございます。以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。

なお、■■■■氏からは本年1月29日に全額が入金されております。

また、■■■■氏につきましては、平成26年1月20日に開かれました口頭弁論に出席されませんでしたので、土庄簡易裁判所より■■■■氏に対し申し立てていた

債権額、訴訟費用を全額町に支払うよう判決が出ております。これにより、判決が確定次第、差し押さえにより強制執行を行う予定でございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（安田ポンプ場下部工事に係る工事

請負変更契約の締結について）

○議長（秋長正幸君） 続いて、日程第5、報告第2号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第2号工事請負契約に係る専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

平成25年5月臨時会において議決をいただいた安田ポンプ場建築工事本体について、工事内容の一部変更により変更契約を締結する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させます。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 報告第2号安田ポンプ場建築工事に係る工事請負変更契約の締結2件に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開きください。

専決処分第11号、本工事、安田ポンプ場建築工事につきましては、平成25年5月

20日開催の小豆島町議会においてご議決いただき、株式会社西崎組小豆島町営業所と7,612万5千円で請負契約を締結しておりましたが、工事内容及び労務単価等の変更に伴い134万4千円の減額となり、7,478万1千円に変更請負契約を行う必要が生じたものでございます。

工事内容の主たる変更は、ポンプ場排水ポンプから排水吐き出し部の片落ち管工事の中止や現地精査に伴う変更が生じたことによるものでございます。

7ページの図面をご覧ください。

片落ち管工事の変更につきましては、安田ポンプ場平面図、断面図の赤色で着色いたしております吐き出し部の片落ち管部でございます。図面右上は、25年度から実施しております排水工事の平面図でございますが、当初はポンプ場から県道を越えたところまでの施工を予定しており、途中から既設の排水管とつなぎ、ポンプ場平面図の矢印に沿って、雨水を海に排水する予定でございました。この場合、平成26年度から予定いたしております機械設備工事の施工時期には吐出井が水につかった状態となり、片落ち管工事の施工が困難になると判断し、計画いたしておりましたが、国の採択額が要望額から減額され、排水工事の延長を短縮したことで既設の排水管とつなぐことが必要なくなりましたことで、片落ち管工事を平成26年度の機械設備工事とあわせて施工する変更減といたしたものでございます。

次に、変更増といたしましては、国及び県から通知による平成25年度公共工事設計労務単価についての運用にかかわる特別処置に対応したものでございます。本工事の設計は平成25年3月に行っておりましたため、この通知に基づき、平成25年度新労務単価により積算し直し、変更増としたものでございます。その他、規則等の現地精査による変更増もございました。以上の増減による変更設計で、当初契約から134万4千円の減額とする変更請負契約を締結し、変更後の変更請負金額を7,478万1千円とすることを平成25年12月26日付で町長の専決処分としたものでござい

ます。

続きまして、報告第2号安田ポンプ場建築工事に係る工事請負変更契約に関する専決処分第2号の報告についてご説明申し上げます。

上程議案集8ページをお開きください。

本工事、安田ポンプ場建築工事につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、平成25年12月26日付、町長の専決処分11号により、株式会社西崎組と7,478万1千円に変更請負契約を締結しておりましたが、さらなる工事内容の変更に伴い71万4千円の減額となり、7,406万7千円に第2回の変更請負契約を行う必要が生じたものでございます。

9ページをご覧ください。

工事内容の変更は、赤色着色いたしております屋上の機材搬入用開口部に設置するコンクリート製のふたをプレストレストコンクリート板から鉄筋コンクリート板に変更したものでございます。当初は、人等が作業時に乗る上載荷重を想定した上で荷重が軽減できるプレストレストコンクリート床版を採用いたしておりましたが、通常の作業では人が乗る必要がなく、荷重のない構造計算を行った結果、通常の鉄筋コンクリート板でも条件を満足することがわかりましたことから、工事費の低減効果もあり、鉄筋コンクリート板に変更することといたしたものでございます。

また、変更設計協議等に不測の日数を要しましたことから、工期末を平成26年1月31日から平成26年2月28日までの約1カ月間ほど延長いたしました。

以上のことから、第1回変更請負契約から71万4千円を減額する変更請負契約を締結し、変更後の請負契約金額を7,406万7千円とすることと工期の延長を平成26年1月31日付で町長の専決処分としたものでございます。以上、まことに簡単ですが、報告第2号の説明を終わらせていただきます。



○議長（秋長正幸君） 以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第 6 議案第 1号 小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 2号 小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第 8 議案第 3号 小豆島サイクリングターミナル整備基金条例を廃止する条例について

日程第 9 議案第 4号 小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例について

日程第 10 議案第 5号 小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 6号 小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 7号 小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について

日程第 13 議案第 8号 小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について

日程第 14 議案第 9号 小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第 10号 小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第16 議案第11号 小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定
について
- 日程第17 議案第12号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第18 議案第13号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第14号 平成26年度小豆島町一般会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予
算
- 日程第21 議案第16号 平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別
会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計
予算
- 日程第23 議案第18号 平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成26年度小豆島町介護サービス事業特別会計予
算
- 日程第25 議案第20号 平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予
算
- 日程第26 議案第21号 平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第22号 平成26年度小豆島町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第23号 平成26年度小豆島町病院事業会計予算
- 日程第29 議案第24号 平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予
算

○議長（秋長正幸君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第6、議案第1号小豆島町副町長定数条例の
一部を改正する条例についてから日程第29、議案第24号平成26年度小豆島町介護老

人保健施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第6、議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例についてから日程第29、議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程とし、順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第6、議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

求められる政策範囲が広範に及ぶ一方、今後新しい施策に取り組んでいくに当たり、政策分野を分担した複数の副町長体制により柔軟な組織対応を可能とするとともに、今後新病院の建設、内海病院や新病院での医師の確保、それから航路の振興の新しい取り組み、坂手港の整備などの各種プロジェクトを今後強力に推進していくことが求められておりますけれども、その際、町長を代行して対外的な折衝、調整を行うことができる副町長を増員することによって対外的な業務を強化するという趣旨で本条例を改正しようとするものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

上程議案集の10ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第161条第2項に規定があります副町長の定数について定めた条例を改正するものであります。

提案理由は、先ほど町長が述べましたとおりでございます。本条例の条文は1条のみでございまして、そちらにあります新旧対照表にありますように、定数を1人から2人以内と改正するものであります。

副町長につきましては、小泉内閣当時、地方自治体の運営、政策立案体制の強化、再構築を行うべきであるとの地方制度調査会の答申をもとに、平成18年の地方自治法の改正によりまして、それまで特別職として助役が町長を補佐し、収入役が会計を管理した体制でございましたが、これを従来の助役の権限強化、明確化を目的として副町長が設置されたものでございます。

副町長の職務は、地方自治法の第167条で、町長を補佐し、町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の職務を代理するとされております。これに加えまして、地方自治法第167条第2項で、町長の委任を受けて、その権限に属する事務の一部を執行するとの規定がございます。これらのことは、トップマネジメントの機能の強化、特定の分野において副町長が町長の事務を強力に推進するということが明確に変更になったということでございます。これらのことを総合的に勘案をいたしまして、本町における要請課題を迅速かつ的確に処理するための人材を、また対外的に町長にかかわって動くことができる人材を副町長に任命することによりまして、広範な政策形成を行っていくように条例を整備するものでございます。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第7、議案第2号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第2号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、小豆島町手数料条例を初めとする関係条例に規定する使用料等を改定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 議案第2号小豆島町消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明をいたします。

上程議案集の12ページをお願いいたします。

本条例につきましては、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性、並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保をするための社会保障と税の一体改革関連法案が成立をいたしました。これによりまして、平成26年4月から消費税率及び地方消費税率を引き上げることとなっております。これに伴いまして、本町の使用料等を一括して改正しようとするものでございます。消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税となります。地方公共団体も資産の譲渡などを行う限りにおいては納税義務者となり、企業会計や収益の多い特別会計では納税を行っているところでございます。ただし、一般会計につきましては、課税標準額に対する消費税額と仕入控除額を同額とみなして申告義務がございません。また、法律によりまして、非課税となっている住民サービスもでございます。しかしながら、本日改正案を上程しております使用料等は、民間でのサービスも可能なことから消費税を課すべきものとされており、実際にこれまで消費税を加算したり、消費税を含んだ利用料金設定をしているところであります。

それでは、条文の説明をいたします。

第1条は、小豆島町手数料条例の一部改正となっております。

別表の改正で、手数料につきましては、消費税法で、許可、認可の申請、戸籍や住民票などの発行については非課税となっておりますが、民間会社と競合する可能性がある衛生手数料につきましては課税対象となりますので、第10項の衛生手数料、し尿処理、一般廃棄物等の手数料をこれまでの5%の内税で規定したものを8%の内税の手数料に改定しようとするものです。改正前の右側の欄のそれぞれの料金は消費税5%が含まれたものになっており、改正後の左側の欄の料金は消費税が8%に変わったものとなっております。以後の改正条文におきましても、料金が総額表示となっておりますものにつきましては、このような改正となっております。

また、次のページになりますけれども、第11項のその他手数料のうち実地調査手数料につきましては、職員が出向いての調査ですけれども、ほとんどの場合、職務に深く関係し、費用徴収するまでもない場合がほとんどですので、実際に徴収をしておりません。今回、削除をいたしております。

次に、第2条公共用財産管理条例の一部改正ですが、第5条第2項で、5%の消費税を8%に引き上げております。対象は町の普通財産で、1カ月以上の場合には非課税となりますが、短期貸し付けは課税となりますので、改正をいたしております。

次に、14ページ、第3条は、小豆島町立公民館条例の改正です。

町内11の公民館施設の使用料で、使用料と冷暖房料の引き上げを、分を改定しております。

次に、第4条は、小豆島町町民学習センター条例の改正です。

研修室使用料、冷暖房料を改定しております。

次に、第5条は、小豆島町三都半島老人憩いの家条例の一部改正です。

室料と冷暖房料を改定するものです。

次に、第6条は、小豆島町内海B&G海洋センター条例の一部改正です。

体育館使用料、舟艇使用料、プール使用料、会議室の冷暖房使用料を改定いたしております。

次に、第7条は、小豆島町内海福社会館条例の一部改正です。

それぞれ5%の消費税を8%に引き上げております。

次に、第8条は、小豆島町隣保館条例の一部改正で、城山会館、草壁会館、橘会館の3館の会議室等及び冷暖房料の改定でございます。

次に、第9条は、小豆島町斎場条例の一部を改正する条例でございます。

池田斎場、内海斎苑、吉田斎場の使用料ですが、消費税法によりまして、火葬料を対価とする役務の提供は非課税となりますが、霊安室と和室及びロビーを告別式に利用する場合の使用料の金額を改定するものでございます。

次に、10ページ、小豆島町農村環境改善センター条例の一部改正でございます。

各室、談話展示コーナー、多目的ホールの使用料及び冷暖房料を改定しております。

次に、第11条は、小豆島町三都ふれあいセンターの条例改正で、室料、冷暖房料の改定でございます。

第12条は、小豆島町畑地かんがい施設条例の一部改正です。

この畑地かんがいは、新中山池を水源として、パイプラインにより池田の岡条花卉組合、上地果樹組合、北地畑かん組合の3社に農業用水を供給している施設の使用料で、10アール当たりの1年間の使用料を改定をするものです。

次に、第13条は、小豆島町漁港管理条例の一部改正です。

漁港施設使用料として、係船料と野積場の使用料、また1カ月以内の占用について改定をしております。

次に、第14条は、小豆島産業会館条例の一部改正です。

この施設は、財団法人小豆島産業科学研究所に指定管理者として指定をしております。今回、この使用料の上限として、そちらに規定している使用料を改定するものでございます。

次に、第15条は、小豆島オリーブ公園条例の一部改正です。

この施設も、財団法人小豆島オリーブ公園に指定管理をいたしております。使用料の上限について改定をするものです。

次の第16条は、小豆島オートビレッジYOSHIDAの条例の一部改正です。

こちらのほうも、小豆島オリーブ公園に指定管理をしておりますので、上限額を改定するものでございます。

第17条ですけれども、小豆島ふるさと村条例の一部改正。

こちらのほうも、財団法人小豆島ふるさと村公社に指定管理をしておりますので、使用料の上限を改定するものです。

24ページの下段になります。

第18条は、小豆島町都市下水路条例の一部改正で、都市下水路用地を占有する場合で1カ月以内の占有について消費税の対象となりますので、8%を乗じることとしております。

第19条は、小豆島町道路占用料徴収条例の一部改正で、都市下水路用地と同様に、1カ月以内の占有について消費税を課すものでございます。

次に、第20条でございます。小豆島町港湾管理条例の一部改正で、港湾施設の占有について、1カ月以内の占有は消費税の対象となりますので8%を乗じます。

また、使用料として、栈橋入場料、係船料、物揚げ場、野積場、水道、電気使用料について改定をしようとするものです。

次に、第21条は、小豆島町港湾区域内等における占用料に関する条例の一部改正で、1カ月以内の占有について課税をするものでございます。

次に、第22条は、小豆島町水道事業給水条例の一部改正で、特設配水管、料金及び使用料、給水開始手数料、加入分担金について改定をしようとするものです。なお、こちらのほうは企業会計ですので消費税を納付いたしております。

次に、32ページになりますが、第23条は内海病院の使用料及び手数料条例の一部改正です。

病院事業も企業会計ですので、消費税を実際に納付しております。医療費等につきましても非課税となりますが、入院室使用料、病児病後児保育施設使用料、文書手数料、健康診断料など、8%の消費税を加算し徴収しようとするものです。

次に、第24条は、オリーブナビ小豆島条例の一部改正で、町民ギャラリーの使用料を改定しようとするものです。

次、第25条は、小豆島町健康生きがい中核施設条例の一部改正で、こちらのほうも、小豆島オリーブ公園に指定管理をしておりますが、その使用料の上限を改定しようとするものです。以上、25の条例を改定いたしますが、港湾管理条例、漁港管理条例の改正部分につきましては、港湾法の規定によりまして周知期間が必要となります。県下で施行を5月1日とすることとなっておりますので、そのようにいたしたいと考えます。それ以外の改正につきましては、4月1日の施行となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第3号小豆島サイクリングターミナル整備基金条例を廃止する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第3号小豆島サイクリングターミナル整備基金条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島サイクリングターミナルは、昨年12月議会において設置条例を廃止したところであり、同施設の整備基金においてもその目的が失われたことから、今回廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 上程議案集35ページになります。

小豆島サイクリングターミナルは、平成24年9月末をもって一時閉館とし、平成25年3月からは、瀬戸内国際芸術祭関係者の宿泊施設及び情報交換、また住民との交流の場として活用してまいりました。そのため、12月の議会定例会におきまして、小豆島サイクリングターミナル条例の意義は既に失われていることを理由に同条例と条例に関する規則を廃止いたしました。これによりまして、サイクリングターミナル本来の運用資金は必要でないことから、小豆島サイクリングターミナル整備基金条例を廃止しようとするものです。なお、残高306万5,500円については一般財源に繰り入れいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第4号小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第4号小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県グリーンニューディール基金を活用して、公共施設に設置する太陽光発電設備により得られる売電益を積み立て、今後の維持管理及び更新費用に充てるため、新たな基金を造成しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 議案第4号小豆島町防災拠点施設再生可能エネルギー基金条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の36ページをお願いいたします。

先ほど、町長、提案理由で申し上げましたように、香川県再生可能エネルギー等導入推進基金を活用して、町内10カ所の防災拠点、避難所等で太陽光発電設備を整備し、災害時における施設の機能維持に必要な電力量を確保するとともに、平常時の使用電力の抑制を図ることとしております。この設備によりまして発電した余剰電力は、売電、売ることが可能でございますが、売電による収入は設備の維持管理の目的のみに使用することとされております。当該収入を管理するために基金設置が義務づけられておるところでございます。本条例は、これに基づき新規に制定するもので、条文につきましては、他の基金条例と全く同様で、設置、積み立て、管理、運用益の処理、処分、委任の各条文となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第5号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第5号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

教育を受ける機会の増進と次世代を担う人材育成を目的とする小豆島町奨学資金貸付制度について、対象範囲を拡大するため、本条例を改正しようとするものがあります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 議案第5号小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

小豆島町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

上程議案集の37ページですけれども、表の改正前の欄の第3号の貸し付けの資格ですが、第1項第1号について、小豆島町に居住する者または中学校もしくは高等学校卒業時まで小豆島町に居住していた者の末尾に、改正後の欄にありますように、「又は町内の高等学校を卒業し、成績優秀その他の規則で定める者のうち当該高等学校長の推薦がある者」を追加するものです。これにつきましては、平成25年度の施政に関する所信要旨で、大学生等の奨学金について、小豆島町以外の生徒についても高等学校長の推薦者については奨学金貸し付けの対象とするとしており、平成25年3月8日開催の教育民生常任委員会におきまして、校長推薦の状況を見て条例を改正するとご説明申し上げておりました。平成25年度については、4月末が締め切りでございましたが、推薦者がなかったため、条例改正をしておりませんでした。平成26年度につきましては、小豆島高校の校長のほうから推薦を検討したいとのお話がありましたので、今回条例の一部改正を上程したものでございます。

なお、小豆島町奨学資金貸付規則については、本議案の議決後、平成26年3月18日開催の教育委員会におきまして改正する予定で、成績優秀その他の規則で定める者についての規定を設ける予定にしております。小豆島町奨学資金貸付規則第2条の貸し付けの資格におきまして、条例第3条第1項の規則に定める者は、品行方正で次の各号のいずれかに該当する者といたします。第1号で学業成績が特に優秀である者、第2号で体育活動において県大会以上の大会で優勝またはそれに準ずる成績をおさめた者、第3号で文化活動において県大会以上の大会、コンクール等で最優秀またはそれに準ずる成績をおさめた者、第4号で生徒会活動、ボランティア活動等で他の模範となるべき成果を上げた者と改正する予定にいたしております。

次に、第15条の返還の猶予ですが、第1項第1号について、「資金の貸し付けを受けた者が卒業後、町内に住所を有し、島内事業所に就業するとき」としておりますが、改正後の欄にありますように、「島内事業所」を「郡内事業所」に改正するものです。これにつきましては、町内に住所を有し、豊島等に就業する場合も返還猶予の対象とするため、郡内事業所に改正するものでございます。

附則ですが、この条例は平成26年4月1日から施行いたします。以上で簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第6号小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第6号小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

いわゆる地域主権一括法により社会教育法の一部が改正されたため、本条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 議案第6号小豆島町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の39ページをお開きください。

先ほど町長のほうからご説明がありましたように、社会教育法が一部改正されまして、平成26年4月1日より施行されることとなりました。内容といたしましては、これまで社会教育法で定めていました社会教育委員の委嘱の基準が削除されまして、新たに委嘱の基準につきましては文部科学省令で定める基準を参酌して各自治体の条例で定めることとされました。それに伴いまして所要の改正を行うものでご

ざいます。

それでは、内容につきまして新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

改正後の第2条の委嘱の基準といたしまして、先ほどご説明いたしましたように、文部科学省令を参酌いたしまして、「委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する」という規定を加えるものでございます。以下、アンダーラインの第3条、4条、5条につきましては、いずれも条ずれによる改正でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

新しい中学校の設置に伴い、池田中学校体育館を新たに社会体育施設として位置づけ、廃止を決定した三都町民プール及び中山町民プールを社会体育施設から削除し、あわせて消費税法の改正により社会体育施設の使用料を改定しようとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 議案第7号小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の41ページをお開きください。

先ほど、町長もご説明いたしました。今回の一部改正につきましては、池田中学と内海中学の統合に伴いまして、池田中学校の校舎、修道館は解体されますが体育館は残すこととなっておりますので、体育館を社会体育施設として有効な活用を図ろうとするものでございます。また、あわせて平成26年度予算に解体撤去の費用を計上いたしております三都町民プールと中山町民プールを体育施設より削除するものでございます。また、消費税及び地方消費税の引き上げに伴いまして、使用料について所要の改正を行うものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表によりましてご説明をさせていただきます。

改正後、第2条の名称及び位置の表中「小豆島町三都体育館」の次に「小豆島町池田体育館、小豆島町池田2046番地」を追加いたします。

次に、改正前の「内海総合運動公園テニスコート」の次にございます「小豆島町中山町民プール」と「小豆島町三都町民プール」を改正後のように削除いたします。

次に、1ページめくっていただきまして、使用料を規定いたしております別表第8条関係の表中アンダーラインで示しております町内者、町外者の使用料につきまして、改正前につきましては5%の税込み額を表示いたしておりますが、改正後につきましては8%の税込み額を表示をいたしております。

また、名称及び位置でもご説明しましたように、「小豆島町池田体育館」を「小豆島町三都体育館」の次に追加をいたしております。

中山、三都のプールにつきましては、町民プールにつきましては、使用料は無料とされておりますので、もともと記載は、使用料の中に記載はございません。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第8号小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第8号小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例について提案理由のご説明を申し上げます。

いわゆる地域主権一括法により介護保険法が改正され、これまで省令等で定めることとしていた地域包括支援センター及び介護予防支援に関する基準について、市町村の条例に定めることとされたため、新たに条例を定めようとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 議案第8号小豆島町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の44ページをお開きを願います。

先ほど、町長から説明がありましたとおり、第3次地方分権一括法の成立に基づきまして、これまで介護保険法等で定められておりました地域包括支援センター及び地域支援センターがあわせ持つ介護予防支援事業所の人員基準等について地方公共団体が条例で定めることとなりました。

なお、条例の制定に当たっては、それぞれ国の基準省令に従うべき基準と参酌するべき基準に基づき、地域の実情に応じて定めることとされております。

第1条は、趣旨規定でございます。地域包括支援センターは、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師の3職種がチームとなり、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的、継続的支援、介護予防の包括的支援事業を行うとともに要支援者の介護保

除サービスの利用のためのケアプランを作成しております。この地域包括支援センターが、包括的支援業務を実施するために必要な人員等の基準並びに要支援認定者に対して行う介護予防サービス計画の作成のために行うべき支援や事業運営に関する基準等について町の条例に定めることを規定するものです。

第2条は、特別な理由がある以外は、それぞれ国の基準をもって町の基準とすることを規定するものです。第1項では、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準として介護保険法施行規則を、第2項では、指定介護予防支援事業の人員及び運営等の基準について指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を町の基準とするものです。

また、町独自の基準につきましては、第3条以下に定めております。

第3条は、第1項で、要支援者に対する介護予防計画に係る記録の保存期間について5年間とするものでございます。第2項では、軽度家事支援サービスや運動機能向上のためのデイサービスなど、介護保険サービスとは別のサービスの利用計画に係る記録につきましても、同様に5年間とするものです。

第4条には、各種事業の実施に当たり、オリーブを加工した食品の積極的な利用を図ることにより、オリーブによる健康づくりの推進を規定するものでございます。

第5条では、非常災害時の利用者の安全及びサービスの確保を図るため、サービス提供事業所、消防団、地域住民との連携協力体制の整備に関して規定するものでございます。

第6条は、委任規定でございます。

最後に、附則としまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほど

お願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第9号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第9号小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の延滞金の計算方法の根拠とする政府契約の支払い遅延防止等に関する法律が改正されたため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 小豆島町新しい産業づくり条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

上程議案集47、48ページをお開きください。

小豆島町新しい産業づくり条例において同条例に違反したときなど、町長が助成事業者に助成金の返還を命じ、納期日までに納付されない際に未納額に対し延滞利息を賦課するものですが、その利率について政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項の規定を根拠としまして、同法遅延利息の率が改正されたため、所要の改正を行うもので、遅延利息の率を年8.25%から年3%ととするものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第10号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第10号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

一般社団法人福田水道組合が運営する福田浜簡易水道の小豆島町福田簡易水道への編入、消費税法の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第10号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

上程議案集49ページをお開きください。

先ほど町長が申し上げましたが、平成26年4月1日から一般社団法人福田水道組合が運営する福田浜簡易水道を小豆島町福田簡易水道に編入することに伴い、編入後の福田簡易水道における給水人口及び1日最大給水量の改正を行い、あわせて消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い本条例に規定する使用料等を改定しようとするものでございます。

49ページから53ページの小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例新旧対照表で説明いたします。

改正点につきましては、別表第1におきまして、福田簡易水道の計画給水人口を650人から1,550人、1日最大給水量を260トンから500トンに変更するものでございます。

あ、失礼しました。260トンから760トンに変更するものでございます。

別表第2においては、消費税率が5%から8%に引き上げられることによりまして、各簡易水道の水道料金を変更するものでございます。

50ページの表1は中山、岩谷及び当浜の簡易水道料金、表2、その1は福田簡易水道の水道料金と51ページのその2はメーター使用料、52ページ、表3、その1は吉田簡易水道の水道料金とその2はメーター使用料、別表第3は簡易水道の開始手

数料でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出納室長より報告第1号の訂正の申し出がございますので、許可します。出納室長。

○出納室長（谷部達海君） 先ほどご報告申し上げました報告第1号専決処分の報告の中で言い誤りがありましたので、訂正させていただきます。

上程議案集3ページをお開きいただきたいと思います。

小豆島町専決処分第10号の中で、4、経緯、そのうちの3行目でございます。民法第761条となっております。先ほどの報告では791条と言い誤りをしました。761条が正解でございます。訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第11号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第11号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町障害者グループホームの管理及び運営を行わせるため、社会福祉法人ひまわり福祉会を指定管理者に指定したいので、小豆島町障害者グループホーム条例第4条第2項及び第3項の規定により議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い

い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第11号小豆島町障害者グループホームの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の55ページをお願いいたします。

公の施設について指定管理者を指定することについては、地方自治法第244条の2第3項で条例の定めるところにより施設の管理を行わせることができるとあり、また第6項の規定により議会の議決を得なければならないとされております。議決を求めます項目は、公の施設の名称、小豆島町障害者グループホーム、指定管理者の名称は社会福祉法人ひまわり福祉会、住所は小豆郡土庄町上庄463番地2、指定の期間につきましては平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものでございます。

障害者グループホームは、障害があっても地域の中で普通に暮らせる場所となるもので、3月20日を完成予定とし、現在工事が進んでおります。先日開催しました指定管理者選定審議会におきまして、指定管理者の選定を非公募により選定することについてご承認をいただき、ひまわり福祉会を指定管理者とするものであります。

選定の理由としまして、グループホームの運営のためには、障害者に対する知識や障害者制度全般についての専門性、各種の実績などが強く求められること、また就労の場を運営しているとともに職員も多いことからバックアップ体制がとれることや小豆郡手をつなぐ育成会との連携も図られていることなどから、ひまわり福祉会を指定管理者としようとするものでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第17、議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策

定及び変更について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるための辺地総合整備計画の策定及び変更を行おうとするものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（久利佳秀君） 議案第12号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

本町では町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては旧村単位または字単位で19辺地に区分し、計画を策定することとしており、平成25年度から平成29年度の5カ年計画につきましては池田辺地のほか7辺地の辺地総合整備計画が辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成25年第1回定例会においてご議決をいただいております。このたび、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、坂手辺地におきまして新たな計画の策定が、また中山辺地ほか4辺地で計画の変更の必要が生じたものでございます。

議案集の58ページをお願いいたします。

ページ中段の公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、坂手地区は海と山に囲まれた地形で集落内は迷路のような細い道や坂道が多く、大規模災害などに備えるためには防火水槽や消火栓などの水利施設を確保するとともに消防車両などの消防設備を整備し、防災体制の充実強化に取り組む必要があることから、

平成26年度において、消防車両を整備しようとするものであります。坂手地区には、平成元年に整備した消防ポンプ車が1台配備されておりますが、老朽化のためにこれを更新するもので、事業費が2,050万円のうち2千万円を辺地対策事業債を活用して考えております。

次に、59ページをお願いいたします。

中山辺地の計画変更でございます。

当初計画では、消防屯所新築整備事業におきまして設計委託料だけを計上しておりましたが、平成26年度に建築を行うことから工事費を含めた事業費2,569万円に増額し、辺地対策事業債も合わせて2,560万円に増額しようとするものでございます。

また、中学校の統合に向けたスクールバスの整備事業については、事業費が確定したために、事業費の変更とあわせて辺地対策事業債の予定額を変更しようとするものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

三都辺地の計画変更でございます。

当初計画では、スクールバス整備事業として1,860万円を計上しておりましたが、25年度の事業費が確定したために、26年度の予定額を加え、事業費を1,715万3千円に、辺地対策事業債を1,280万円に変更しようとするものでございます。

また、蒲野地区にありました三都プールが老朽化のため撤去されることから、消防水利確保のため、同じ場所に新たに防火水槽を整備する計画を追加し、事業費1,034万円のうち辺地対策事業債を1,030万円充当しようとするものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

草壁辺地の計画変更でございます。

当初において計画していた3事業のうち内海ダム公園整備事業につきまして、概

算事業費が固まったために事業費を9,820万円に増額し、あわせて辺地対策事業債の予定額も同額にしようとするものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

苗羽辺地の計画変更でございます。

老朽化に伴う内海総合運動公園の改修として、当初事業費を3千万円計上しておりましたが、今回概算事業費が固まったために、事業費を9,100万円に、辺地対策事業債を4,500万円に増額しようとするものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

岩谷辺地の計画変更でございます。

簡易水道を上水道へ統合整備することとして、当初事業費を1億1,575万円計上しておりましたが、概算事業費がほぼ固まりましたので、事業費を1億4,878万2千円に増額するとともに、特定財源の増額が見込めることから辺地対策事業債については2,350万円に減額するものでございます。

あわせて、事業期間が27年度から28年度の2カ年であったものを26年度から着手して28年度までの3カ年に延長しようとするものでございます。以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案第13号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第13号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は1億8,812万2千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費154万1千円、民生費7,553万4千円、農林

水産業費1,804万7千円、土木費9,300万円となっております。

詳細につきましては担当部長から説明させます。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第13号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の64ページをお願いいたします。

まず、第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,812万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億6,471万5千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。変更でございます。

66ページの第2表地方債補正のように変更するものでございます。

これにつきましては、国の補正予算に計上されました経済対策によりまして、県営公共高潮対策事業及び植松都市下水路再整備事業の事業費の追加配分がございましたので、その事業の財源となる地方債も同様に借入限度額を増額補正するものでございます。

なお、上段の県営公共高潮対策事業負担金、これにつきましては過疎対策事業債、下段の植松都市下水路につきましては合併特例債の借り入れを予定しております。いずれも後年度に元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

続きまして、内容についてご説明申し上げます。

末尾に添付しております平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項2目1節社会福祉費補助金5,600万円及び2節児童福祉費補助金1,953万4千円でございます。これは、消費税率の引き上げに際しまして、

低所得者や子育て世帯への影響を緩和し、消費を下支えするために国の補正予算に計上されました２種類の臨時給付金事業について国庫補助金を受け入れるものがございます。補助率は100%でございます。

同じく14款２項５目２節都市計画費補助金3,400万円でございます。これも国の補正予算により植松都市下水道整備事業の補助金が追加配分されたため、受け入れるものがございます。

15款県支出金、２項５目１節農業費補助金330万円であります。これにつきましても、県の補正予算により追加配分がございました土地改良事業補助金を受け入れるものがございます。

19款繰越金、１項１目１節前年度繰越金1,888万8千円でございます。これにつきましては、今回の補正によります一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

21款町債、１項５目２節港湾債800万円及び３節都市計画債4,840万円につきましては、地方債補正でご説明したとおり、国の補正予算により追加配分された事業の財源として地方債を借り入れるものがございます。以上、歳入の補正額合計は1億8,812万2千円となっております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

７ページ、８ページをお願いいたします。

２款総務費、１項６目財産管理費、13節委託料154万1千円でございます。これは、内海病院の跡地利用につきまして、９月定例会におきまして建築の専門家による建物調査の委託料を計上させていただいたところでございますが、その後、役場内のプロジェクト会議におきまして老健うちのみも含めて活用を検討することとなりましたので、委託料の不足分を計上するものがございます。

３款民生費、１項８目臨時福祉給付金事業費5,600万円でございます。これは、

歳入でも申し上げましたとおり、消費税率の引き上げに伴います低所得者対策の給付金事業でございます。3節職員手当等から13節委託料までは、この事業にかかります事務的経費を計上したものでございます。19節負担金補助及び交付金4,800万円につきましては、給付対象者となります町民税均等割の非課税者、これを3,800人と見込み、このうち加算対象者となります高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当などの受給者を2,000人と見込んで給付金を計上したものでございます。なお、給付額は、給付対象者1人につき1万円、このうち加算対象者は1人につき5千円が加算されるものでございます。

同じく3款2項6目子育て世帯臨時特例給付金事業費1,953万4千円でございます。これも同様に、消費税率の引き上げに伴う子育て世帯への給付金事業でございます。

前段の給付事業と同様に3節から13節までは事務的経費の計上でございます。19節負担金補助及び交付金1,600万円につきましては、給付対象者となる児童を1,600人と見込み、1人につき1万円を計上したものでございます。

6款農林水産業費、1項6目農地費1,804万7千円でございます。これも、歳入でご説明したとおり、単独県費補助の土地改良事業が追加配分されたことによるものでございます。追加配分の対象となった事業は、門原西農道整備事業と成瀬水路整備事業でございます。この事業の13節、15節、17節、22節につきましては、それぞれ事業の実施費用でございます。19節の備考欄3番目でございますけれども、これについては、単独県費補助事業のうち土地改良区が事業主体となって実施する事業が6事業、こちらも前倒しで配分されておりますので、それに伴う町負担分の35%が小豆島町土地改良区に補助するものでございます。

8款土木費、4項2目港湾建設費800万円及び6項3目都市下水路建設費8,500万円であります。これにつきましても、前段で申し上げましたように、国の補正予算

によって追加配分された2つの事業につきまして、それぞれ県営事業負担金と工事請負費を計上するものでございます。以上、歳出予算の総額は1億8,812万2千円でございます。以上で議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第19、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算から日程第29、議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案は、別冊の平成26年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書、並びに各企業会計予算書の最初に添付しています。新年度一般会計予算につきましては、本定例会の冒頭でも申し上げましたとおり、小豆島が日本と世界の希望の島とする取り組みであります。歳入歳出総額94億8,900万円で25年度予算を超える最大規模の予算案です。予算の内容につきましては担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第15号から第21号で提案しています特別会計予算につきましては、国民健康保険事業特別会計22億625万9千円、診療所事業特別会計3,630万6千円、後期高齢者医療事業特別会計2億8,281万8千円、介護保険事業特別会計18億9,665万7千円、介護サービス事業特別会計9,553万円、介護予防支援事業特別会計780万4千円、簡易水道事業特別会計6,369万4千円。

議案第22号から第24号で提案しております公営企業予算のうち、それぞれの収益的収支につきましては、水道事業会計で事業収益5億2,442万5千円、事業費用5億2,428万5千円、病院事業会計では事業収益28億3,549万6千円、事業費用29億6,855万7千円、介護老人保健施設事業会計では事業収益3億3,617万5千円、事業費

用3億5,802万9千円となっております。

特別会計、公営企業会計予算につきましても、それぞれ担当部長及び課長から順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第19、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ94億8,900万円といたしております。前年度と比較いたしますと14億8,900万円、18.6%の増でございます。

第2条は、債務負担行為の規定でございます。事項、期間、限度額を予算書の6ページ、第2表債務負担行為のように定めるものでございます。

第3条は、地方債の規定でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページから7ページにかけての第3表地方債のように定めるものでございます。

第4条は一時借入金の規定でございます。一時借入金の借り入れ最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。各項に計上した給料、職員手当等共済費に係ります予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用ができることとしたものでございます。

なお、当初予算につきましては、例年と同様、各常任委員会におきまして詳しくご審議がなされることと思っておりますので、歳入歳出のご説明については、款別の予算額の主なものについて説明させていただきます。

まず、歳入予算でございますけれども、予算書は2ページ、3ページ。予算書にあわせて配付しております別冊資料の2ページ、平成26年度一般会計歳入歳出総括表をあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、1款町税15億2,696万3千円でございます。前年度と比較いたしますと249万9千円、0.2%の増でございます。町民税につきましては、個人分が減となる一方で企業の業績見込みによりまして法人分の増が期待できることから643万9千円の増額を見込んだところでございます。固定資産税は、土地の時点修正による減などによりまして730万9千円の減でございます。軽自動車税、こちらは軽四輪乗用車の増加が見込まれておりますので95万5千円の増額、町たばこ税につきましても税率配分の変更や販売本数の持ち直しなどによりまして241万4千円の増額を見込んでおります。以上のようなことから、町税全体で見ますとわずかに増額となったものでございます。

2款地方譲与税及び3款利子割交付金につきましては、平成25年度の実績見込み額によりまして計上いたしました結果、減額となっております。

4款配当割交付金につきましては、税制改正によりまして軽減税率が本則税率に戻ったということから264万円、66%の増額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成25年の実績見込みにより計上した結果、微増でございます。

6款地方消費税交付金につきましては、消費税率の引き上げによりまして3,550万円、22.3%の増額を見込んだところでございます。

7款ゴルフ場利用税交付金につきましては、実績見込みにより前年度同額を計上しております。

8款自動車取得税交付金につきましては、消費税率の引き上げに伴いまして自動車取得税の税率が引き下げとなることから688万円、40%の減額を見込んでおりま

す。

9款地方特例交付金につきましては、実績見込みによりわずかな減額を見込んでおります。

次に、10款地方交付税35億5千万円でございます。内訳は、普通交付税32億5千万円、特別交付税3億円でございます。前年度比で合わせて1億300万円、3%の増でございます。普通交付税につきましては、国の地方財政計画によりますと、地方交付税の出口ベース、こちらは2.2%の減となっておりますけれども、当町におきましては今年度の実績や公債費算入額の増加、これらを考慮いたしまして1億300万円の増額としております。特別交付税につきましては、同額の3億円を計上いたしております。

11款交通安全対策特別交付金240万円は、前年度同額でございます。

12款分担金及び負担金7,720万8千円でございます。前年度に比べまして667万9千円、8%の減でございます。これは、1項分担金におきまして各種土地改良事業や急傾斜地崩壊防止対策事業、こちらの事業費減や事業完了によりまして地元負担金が減額となったこと、また2項の負担金におきましては他市町から当町の保育所へ入所する子供の年齢変動によりまして広域入所負担金が減額となることが主な要因でございます。

13款使用料及び手数料1億7,556万1千円は、前年度に比べ172万9千円、1%の増でございます。これは、入居見込みの増によります住宅使用料の増額が主な要因でございます。

14款国庫支出金5億6,313万2千円でございます。前年度に比べまして8,364万5千円、17.4%の増でございます。これは、2項国庫補助金におきまして、馬木緊急避難場所整備に対する都市防災総合推進事業費補助金が2,650万円の増、地場産業強化物流支援事業の実施に伴います離島活性化交付金が2,500万円の増、それから

各種インフラ整備への統合補助金であります社会資本整備総合交付金が3,082万4千円の増となりましたので、増となったものでございます。

15款県支出金5億4,566万8千円でございます。前年度に比べまして7,205万7千円、15.2%の増でございます。これは、2項県補助金におきまして、公民館等の防災拠点における太陽光発電施設整備に係ります防災拠点施設再生可能エネルギー等導入支援事業費補助金、こちらのほうが6,273万4千円、また3項の委託金では香川県知事選挙及び香川県議会議員選挙の委託金、合わせて1,960万円を計上したことが主な要因でございます。

16款財産収入4,391万7千円でございます。前年度比で1,256万円、40.1%の増でございます。これにつきましては、2項の財産売払収入で、公立病院の再編に伴います国道の右折レーン整備に当たりまして町有地の一部を売却する予定でございますので、その売払収入1,286万4千円を計上したことが主な増額要因でございます。

17款寄付金371万円でございます。前年度比で299万9千円の増でございます。これにつきましては、ビートたけしさんとヤノベケンジさんのアート作品でございますアンガー・フロム・ザ・ボトムの保管施設整備の財源として、坂手、醬の郷を中心に活動いただいておりますアーティストやクリエイターの皆さんからの寄付金300万円を計上したことが増額の要因でございます。

18款繰入金6億4,875万9千円でございます。前年度比で1億2,114万3千円の増でございます。これは、町長の施政方針でもございましたけれども、大規模な建設事業が集中する年度でありますことから、財源確保のために財政調整基金の繰入金が対前年度で1億7,232万1千円の増であります5億4,300万円、こちらを見込んだことから増となったものでございます。

19款繰越金3千万円は、前年度と同額でございます。

20款諸収入 2億4,200万3千円でございます。前年度比で5,444万円の増でございます。これにつきましては、3項の貸付金元利収入で、保健医療福祉関係職就学資金及び高校、大学等、奨学資金の返還金、合わせて386万5千円の増を計上したこと、また5項雑入で、池田大池排水施設改修事業に係ります土地改良施設維持管理適正化事業交付金4,968万円を新たに計上したことが主な要因でございます。

21款町債17億8,920万円でございます。前年度比で10億1,660万円、131.6%の大幅な増となっております。これは、みさき園大規模改修事業債が前年度と比較いたしまして2億9,150万円の増、小豆新病院建設事業債が7億1,190万円の増、消防の救急デジタル無線整備事業債が1億7,070万円を計上したことなどから大幅な増となったものでございます。

なお、町債発行額、非常に多額に及んでおるわけでございますけれども、将来の元利償還金に対する交付税措置のある有利な起債を活用いたしまして、後年度の実質な負担の抑制に努めたところでございます。以上、歳入合計は94億8,900万円でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

予算書のほうでは4ページ、5ページ。資料のほうでは3ページの平成26年度一般会計歳出予算目的別総括表をご覧ください。

1款議会費は1億153万円で、前年度に比べまして603万7千円、5.6%の減でございます。これは、議員定数が2名減となるということで議員人件費の減少を見込んだものでございます。

2款総務費は12億6,121万5千円でございます。これにつきましては、財務会計システムの更新でありますとか、馬木地区の避難場所整備、あるいは公民館等防災拠点の太陽光発電設備の導入、それから町長、町議選挙、知事選挙、県議会議員選挙などの経費を新たに計上いたしました一方で、合併特例債を活用した地域振興基

金積み立て 3 億 2,500 万円や参議院議員選挙費 1,707 万 4 千円が皆減となりましたことから、前年度に比べまして 1 億 3,401 万 1 千円、9.6%の減を見込んでおります。

3 款民生費 16 億 5,320 万 6 千円でございます。これにつきましては、国保会計への繰出金が 2,717 万 9 千円の増、自立支援給付費が 3,405 万 2 千円の増となったことなどから、前年度に比べまして 5,025 万 1 千円、3.1%の増でございます。

4 款衛生費 24 億 1,031 万 9 千円でございます。これは、2 項清掃費で、みさき園の大規模改修事業の本格化などによりまして 3 億 3,282 万 5 千円の増となったことに加えまして、新病院の建設が始まりますことから用地購入でありますとか、池田中学校校舎の解体撤去、あるいは小豆医療組合への負担金などによりまして、病院費のほうで 8 億 4,751 万 4 千円の大幅な増となったことから、衛生費全体でも前年度に比べまして 11 億 8,488 万 3 千円、96.7%の大幅増を見込んだところでございます。

5 款労働費は 5 千万 9 千円で、前年度に比べまして 1,141 万 5 千円、18.6%の減でございます。これは、緊急雇用創出基金事業が 1,054 万 7 千円の減額となったことが主な要因でございます。

6 款農林水産業費 3 億 5,954 万 2 千円でございます。これは、1 項農業費で、蒲野大池整備事業の終了によりまして町負担分が 1,216 万円の減、県営中山間地域総合整備事業の事業費減によりまして、こちらの町負担分も 1,828 万 6 千円の減となりました一方で、有害鳥獣対策の拡充によりまして 2,447 万 8 千円の増、池田大池排水施設改修事業の実施に伴いまして 5,530 万円を計上いたしましたことから、前年度に比べて 4,160 万 7 千円、13.1%の増となったところでございます。

7 款商工費 2 億 7,519 万円でございます。前年度に比べまして 4,731 万 1 千円、20.8%の増でございます。これは、離島活性化交付金を活用いたしまして、地場産品の出荷時の海上輸送費を補助する地場産業強化物流支援事業補助金 5 千万円を新

たに計上いたしましたので増額となったものでございます。

8款土木費は6億9,221万8千円で、前年度に比べまして9,175万5千円、15.3%の増でございます。これにつきましては、内海ダム湖の周辺整備事業が3,350万円の減額となった一方で、内海ダムの公園整備事業が6,470万円の増、植松都市下水路整備事業が5,591万8千円の増、それに加えまして坂手地区の水路のつけかえ事業が3千万円新たに発生いたしましたことから増額となったものでございます。

9款消防費は5億6,492万5千円で、前年度に比べまして2億2,026万3千円、63.9%の増でございます。救急デジタル無線整備事業などによりまして小豆広域への常備消防費負担金が1億6,022万3千円の増、中山消防屯所の新築、坂手地区の消防ポンプ自動車の購入、蒲野地区の防火水槽新設などによりまして消防施設費が5,748万8千円の増となったことが主な増額要因でございます。

10款教育費は12億6,379万9千円でございます。これにつきましては、今年度において、内海給食センターの増築や池田給食センターの解体撤去、備品整備、スクールバスの購入など、多額の事業費となっておりました中学校統合事業が来年度はほぼ現池田中学校体育館の整備事業のみとなりますので6,024万2千円の減額となった一方、高校、大学等奨学資金の貸し付けが4,032万円の増額となったこと、また池田小学校のスクールバスの更新に1,323万7千円、中学校でのタブレット端末を活用した授業の実施に700万円、三都及び中山の町民プールの撤去工事に2,163万6千円を計上したことなどから、前年度に比べまして4,663万3千円、3.8%の増でございます。

11款災害復旧費310万6千円は、前年度と同様の予算計上に加えまして、新たに国庫補助の採択基準に満たない農業用施設の小規模災害復旧事業に対する補助金34万円を計上したものでございます。

12款公債費8億4,393万9千円でございます。元金償還が終了した地方債と元金

償還が始まった地方債、この差額によりまして元金が3,086万6千円の減、また近年の低利率に伴います地方債全体の平均利率は低下してきておりますので、利子のほうも1,171万4千円の減となっております。公債費全体では4,258万円、4.8%の減でございます。

13款諸支出金2千円、14款予備費1千万円につきましては、前年度と同額の計上でございます。以上、歳出合計は94億8,900万円、前年度に比べ14億8,900万円、18.6%の増でございます。以上、簡単ですが、議案第14号平成26年度小豆島町一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長から議案第7号について訂正の申し出がございますので、許可いたします。社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 第7号議案小豆島町体育施設条例の一部を改正する条例について訂正をお願いいたします。

42ページをお開きください。

別表（第8条関係）の上から3行目になります小豆島町池田体育館を追加いたしました。その使用料金が町内者324円、町外者972円となっておりますけども、池田体育館はバレーコート2面とれる広い体育館でございますので、町内者が648円、町外者が1,944円に訂正をお願いいたします。備考欄に本来ですと2分の1の使用規定が入りますので、それもお願いいたします。資料については、あす差しかえをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 日程第20、議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第15号平成26年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

当初予算書及び説明書の8ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億625万9千円と定めるものです。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の借入額の最高額を1億円に定めるものでございます。

第3条は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は同一款内で予算の流用をすることができるとする規定になります。

予算内容につきましては、予算説明書で説明をさせていただきます。

186ページをお願いいたします。

歳入になります。1款国民健康保険税は、被保険者数の増加等により、前年度より1,266万9千円増の3億2,482万4千円を計上いたしております。

1枚めくって、188ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、督促手数料で前年度と同額を計上いたしております。

次の3款1項国庫負担金は、給付費等の減少傾向により、前年度から2,432万9千円減の3億4,173万2千円といたしております。

同様に、2項国庫補助金も1,014万2千円減の1億8,396万円を計上いたしております。

4款県支出金につきましては財政調整交付金の減少により1億746万4千円を、5款療養給付費交付金は退職被保険者の保険給付費の減少により1億6,885万6千円を、また6款前期高齢者交付金は前期高齢者数の増によりまして5億4,972万4

千円としております。

次に、1枚めくって、190ページをお願いします。

7款共同事業交付金は、高額医療費に対する交付金ですが、668万7千円減の2億5,908万6千円としております。

8款財産収入は財政調整基金利子相当額を、9款1項他会計繰入金は一般会計からの繰入金を計上しております。

2項基金繰入金は、財政調整基金1億6,701万3千円の取り崩しを予定いたしております。

10款繰越金につきましては、名目計上になります。

192ページをお願いします。

11款諸収入は、前年度と同額といたしております。

歳出になります。

194ページをお願いします。

1款総務費は、国保事業の管理的経費と国保税の賦課徴収経費、運営協議会費等で961万9千円を計上しております。

次に、194ページから198ページにかけましての2款保険給付費ですが、1人当たりの給付額が減少傾向にありますので1億155万2千円減の14億8,969万9千円を計上しています。

飛びまして、198ページになります。

3款後期高齢者支援金等は保険給付費の減少を見込み2億2,941万9千円を、4款前期高齢者納付金等は71万円を計上しています。

また、200ページにかけましての5款老人保健拠出金は、精算分として前年度と同額としております。

6款介護納付金は240万円減の9,628万円を、7款共同事業拠出金は488万7千円

減の2億7,942万5千円を計上しています。

次に、8款1項特定健康診査等事業費は3,411万6千円としています。

202ページになります。

2項保健事業費は26年度から実施する健康づくりに関する各種事業費用を計上しているため、1,050万9千円大幅増の2,841万6千円としております。

次に、204ページをお願いします。

9款基金積立金は前年度より11万5千円減の57万2千円を、10款公債費は前年度と同額を、また11款諸支出金は福田診療所への繰出金など、750万3千円としております。

めくっていただきます。206ページになります。

12款予備費は、前年度と同額の3千万円としております。以上、合計額は前年度より1億297万2千円、4.5%減の22億625万9千円となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第21、議案第16号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第16号平成26年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の12ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,630万6千円と定めるものです。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

214ページをお開き願います。

歳入になります。

1款診療収入につきましては、前年度とほぼ同額の2,743万6千円を計上してお

ります。

2 款使用料及び手数料は前年度と同額を、3 款繰入金は一般会計からの繰入金87 万 4 千 9 百円を計上しています。

4 款繰越金は名目計上で、その下の 5 款諸収入は前年度と同額の10 万円としております。

次に、歳出ですが、1 枚めくって、216 ページをお願いします。

1 款総務費は、前年度より63 万円減の1,982 万 5 千円を、2 款医業費は191 万 6 千円減の1,637 万 4 千円を、3 款公債費は24 年度で整備したレントゲンに係る起債の償還金 7 千円を計上しています。

次に、218 ページをお願いします。

4 款予備費は、前年度と同額を計上しています。以上、合計額は前年度より253 万 9 千円、6.5%減の3,630 万 6 千円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第23、議案第18号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

あ、失礼。もとい。

次、日程第22、議案第17号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第17号平成26年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の15 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億8,281 万 8 千円と定めるものです。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

224ページをお開き願います。

歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて597万5千円減の2億921万8千円を計上しています。

2款使用料及び手数料は、納付証明や督促に係る手数料で前年度と同額を、また3款繰入金は一般会計からの繰入金として7,304万9千円を計上しています。

4款繰越金は、名目計上になります。

5款諸収入は、前年度と同額としています。

次は、歳出になります。

226ページをお願いします。

1款総務費は、事業の管理及び徴収に係る経費で、前年度に比べ微増の350万6千円を、2款後期高齢者医療広域連合納付金は780万1千円減の2億7,871万2千円を計上しています。

3款諸支出金は、保険料過誤納還付金等で4万9千円増の55万円を、4款予備費は前年度と同額としております。以上、合計額は前年度から766万8千円、2.6%減の2億8,281万8千円となっております。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第23、議案第18号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第18号平成26年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の18ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,665万7千円と定めるものです。

第2条は、保険給付費の各項目に計上した予算額に過不足を生じた場合は、同一

款内で予算の流用をすることができるとする規定です。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

233ページをお開き願います。

歳入になります。

1 款保険料は、第 1 号被保険者に係る保険料で 3 億 1,083 万 7 千円を計上しています。

2 款使用料及び手数料は、納付証明や督促等の手数料として前年度と同額を計上しています。

3 款国庫支出金は、保険給付費に対する負担金と調整交付金、地域支援事業交付金になります。保険給付費は、消費税の引き上げに伴う報酬改定、認定者の増加、離島地域特別加算等により 2 % 程度伸びると推計されることなどから、対前年度 90 万 6 千円増の 4 億 8,165 万 7 千円を見込んでいます。

4 款支払基金交付金、5 款県支出金も同様に増が見込まれますので、それぞれ増額計上としております。

めくっていただいて、235ページをお願いします。

6 款財産収入は、介護給付費準備基金と介護保険財政安定化基金の利子で、合わせて 10 万 8 千円を計上いたしております。

7 款繰入金につきましては、一般会計繰入金として介護給付費等町負担金と事務経費とを合わせて 2 億 6,781 万 3 千円を、また保険料の軽減のため、2 つの基金から 2,028 万 6 千円を繰り入れることにしています。

8 款繰越金は、名目計上になります。

9 款諸収入につきましては、めくっていただいて、237ページになりますが、2 項 3 目雑入で、配食サービス、介護保険外のデイサービスやホームヘルプサービスの利用料など 368 万 6 千円を計上しています。

次に、歳出になります。

239ページをお願いします。

1 款総務費は3,407万8千円を見込んでおり、前年度に比べて167万3千円の増となっています。これは、離島指定による特別地域加算への利用者負担の軽減を図るための助成金や介護サービスのマンパワーを確保するため、新たに介護職員の初任者研修費用に係る助成金を計上したことによるものです。このほか、めくっていただいて、241ページの上のほうになりますが、4 項 1 目事業計画策定費になります。次期介護保険事業計画の策定費用を計上したことによるものです。

2 款保険給付費は、前年度に比べ3,084万2千円増の17億9,530万円を計上しています。これは、消費税引き上げに伴う報酬改定及び離島地域特別加算の算定などから給付の増加が見込まれることによるものです。

次に、243ページをお願いします。

ページの下のほうになりますが、3 款地域支援事業費は、介護予防、健康づくりのための事業費やホームヘルプなど、日常生活支援のための事業費と地域包括支援センターの運営、介護用品の支給事業や介護教室などの在宅支援のための事業費となっています。平成26年度は、オリーブヘルスケアシステムを町内全域の11公民館で実施するほか、自主的に健康づくりや介護予防、生活支援に取り組む団体への支援などにより、前年度に比べまして492万円増の6,662万8千円を計上しています。

3 枚めくって、249ページをお願いします。

4 款諸支出金は保険料の過誤納還付金など、前年度と同額の15万1千円を、5 款予備費につきましても前年度と同額を計上しています。以上、合計額は、前年度より3,743万5千円、2.0%増の18億9,665万7千円となっています。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第24、議案第19号平成26年度小豆島町介護サービ

ス事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第19号平成26年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算書及び説明書の21ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,553万円と定めるものでございます。

予算内容につきましては、予算説明書で説明をさせていただきます。

257ページをお開き願います。

介護サービス事業特別会計は、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護の3つの事業を実施しています。

まず、歳入ですが、1款サービス収入、1項介護給付費収入は、要介護認定者へのケアプランの作成、ホームヘルプ、訪問看護のサービス収入で、離島指定に伴う特別地域加算により、前年度から179万7千円増の7,335万4千円を見込んでいます。

同様に、2項予防給付費収入は、要支援認定者へのサービス収入で、利用の減により前年度から11万6千円減の641万9千円を見込んでいます。

3項自己負担金収入は、訪問介護及び訪問看護利用者の負担金で447万8千円を計上しています。

2款使用料及び手数料は、介護認定に係る訪問調査手数料で1件分を計上しております。

3款財産収入は、財政調整基金の利子になります。

4款寄付金は、4つの事業所に名目で各1千円を計上しています。

次に、259ページをお願いします。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、離島指定に伴う特別地域加算の算定とあ

わせまして利用者負担の軽減を行います。軽減額の2分の1が介護保険特別会計から助成されるもので13万3千円を計上しています。なお、その下の一般会計繰入金は、障害者移動支援事業に係るものでしたが、利用がないため廃目といたしております。

2項基金繰入金及び6款繰越金は、名目計上になります。

7款諸収入、1項収益事業収入は、医療による訪問看護事業収入と障害者居宅介護事業に係る収入になります。各事業のサービス利用件数の増減により、前年度から15万2千円減の1,109万円としております。

2項雑入は、4つの事業所に名目で各1千円を計上しております。

次に、歳出になります。

263ページをお願いします。

1款サービス事業費、1項居宅介護支援事業費は、人件費の増により、対前年度59万1千円増の2,872万6千円を計上しています。

2項訪問介護サービス事業費ですが、1目うちのみ訪問介護事業費は、車検対象車両台数の増等によりまして21万8千円増の4,613万5千円としています。

めくっていただいて、265ページの2目いけだ訪問介護事業費につきましても、嘱託ヘルパーの賃金実績により2,302万6千円としています。

次に、267ページになります。

3項訪問看護サービス事業費ですが、人件費の増等により2,062万1千円を計上しています。

2款基金積立金は、財政調整基金の利子を基金に積み立てるものでございます。

めくっていただいて、269ページ。

合計額は、前年度より125万2千円、1.3%増の9,553万円としています。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第25、議案第20号平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第20号平成26年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の24ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の規定で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ780万4千円と定めるものです。

予算内容につきましては、予算説明書で説明させていただきます。

277ページをお開きください。

歳入になります。

1款サービス収入は、要支援者に対する介護予防サービス計画の作成に対する介護報酬で、前年度より7万9千円増の780万円を計上しています。これは、消費税の引き上げに伴う報酬改定を見込んだことによるものでございます。

それから、2款から5款までの寄付金、繰入金、繰越金、諸収入は、名目計上になります。

次は、歳出になります。

279ページをお願いします。

1款サービス事業費は、収入に見合う人件費と事業の運営に係る経費で、介護予防サービス計画の作成に係る職員人件費と電算システムなどの事務経費が主なものになります。なお、18節備品購入費は、公用車1台の更新費用でございます。以上、合計額は、前年度より7万9千円、1.0%増の780万4千円としております。これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第26、議案第21号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第21号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計
予算につきましてご説明をいたします。

予算書の27ページをお開きください。

簡易水道事業につきましては、福田水道、一般社団法人を統合する福田簡易水道
と中山、岩谷、当浜、吉田の簡易水道5地区に施設がありますが、これらの施設を
管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますが、予算の総額は歳入歳出そ
れぞれ6,369万4千円としております。前年度予算に比べまして4,412万4千円の増
になっております。主に、これは福田水道、一般社団法人の統合と岩谷簡易水道を
上水道に統合するための工事を施工することによるものでございます。

内容につきましては、28ページ、29ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1款の使用料及び手数料としまして2,913万3千円を予定しておりま
すが、町内での簡易水道需要家約631軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手
料でございます。

2款分担金及び負担金では、1軒分の加入分担金として1万6千円を計上して
おります。

3款の国庫支出金1,734万円は、岩谷簡易水道統合事業費の国庫補助金でござ
います。

4款の県支出金520万2千円は、同じく岩谷簡易水道統合事業費の県費補助金
でございます。

5款財産収入1千円は、簡易水道事業財政調整基金の利子で、名目予算でござ
います。

6款の繰越金は1千円を、7款諸収入は雑入として1千円を計上して
おります。

8款町債は、岩谷簡易水道統合事業に充当するため1,200万円を計上して
おりま

す。

歳出につきましては、29ページに記載をしておりますが、1款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するため1,087万1千円を予定しております。

2款の業務費としましては4,927万4千円を予定しております。これは、浄水施設、配水管等の修繕料、水質検査業務の委託料、岩谷簡易水道統合事業に要する費用などでございます。

3款の公債費344万9千円につきましては、福田、当浜地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4款の予備費としては10万円を計上しております。

これらの歳出合計は、歳入合計と同額の6,369万4千円としております。以上、簡単ですが、議案第21号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第27、議案第22号平成26年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 続きまして、議案第22号平成26年度小豆島町水道事業会計予算につきまして、別冊予算書の1ページから2ページでご説明をいたします。

第2条では、業務の予定量を定めておりますが、給水戸数は6,600戸、年間の総給水量は247万3,970立方メートルの予定としており、1日平均では6,778立方メートルとなります。

また、(4)の主要な建設改良事業としましては、(イ)の原水設備工事費で1,900万円を予定しております。これは、吉田川からの導水管更新工事でございます。

(ロ)の浄水設備工事で4,600万円を予定しておりますが、これは内海浄水場及

び中山浄水場の施設更新事業でございます。

(ハ) の排水設備工事での1億30万円につきましては、町内15カ所の老朽設備と老朽管更新工事及び送水管布設工事に9,530万円を、特設配水管などに500万円を予定しております。

次に、第3条の収益的収入及び支出ですが、第1款の水道事業収益として5億2,442万5千円を予定しております。主な収益としましては、第1項の営業収益でございますが、町内での上水道の水道使用量、小豆広域からの繰入金などで5億671万5千円を計上しております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息等で、1,770万8千円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として5億2,428万5千円を計上しております。

主な費用としましては、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などで4億6,364万4千円を予定しております。

第2項の営業外費用としましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、消費税及び地方消費税などで5,322万6千円を予定しております。

また、第3項では、特別損失としまして過年度損益修正損を350万円、会計制度改正に係る過年度賞与引当金に361万5千円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として254万9千円を計上しております。内訳としましては、第1項の負担金は、名目予算の1千円を計上しております。

第2項の水道分担金は、給水加入分担金で108万円でございます。

第3項では、長期貸付金返還金として、簡易水道借りかえ貸付金からの返還分として146万7千円を計上しております。

第4項では、固定資産売却代金として1千円の名目予算を計上しております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として2億2,918万6千円を予定しております。主な内容としましては、第1項の建設改良費に1億7,152万1千円を計上しておりますが、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還金につきましては、これまでに借り入れた企業債の元金分3,571万4千円でございます。

また、第3項では返還金として2,095万1千円、第4項では予備費として100万円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費と交際費を計上しております。

最後に、第7条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第22号平成26年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第28、議案第23号平成26年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 議案第23号平成26年度小豆島町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊となっております病院事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条は業務の予定量でございます。

(1)の病床数は196床で変わりありません。(2)及び(3)の患者数は、入院が1日平均で110人、年間で4万150人、外来が1日平均で355人、年間で8万6,620人を予定しております。

(4)の主要な建設改良事業の(イ)設備整備費は2千万円で、前年度に比べまして1千万円の増となっております。

第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

まず、収入の部の第1款病院事業収益は28億3,549万6千円で、前年度に比べまして1億8,079万8千円の増となっております。その内訳でございますが、第1項医業収益は22億5,906万9千円、前年度に比べまして249万3千円の減となっております。

第2項医業外収益は4億9,603万6千円で、前年度に比べまして1億290万1千円の増となっております。

第3項特別利益は8,039万1千円で、前年度に比べまして8,039万円の増となっております。

医業外収益、特別利益の増加につきましては、地方公営企業法改正に伴うものがございます。

次に、支出の部でございます。

第1款病院事業費用は29億6,855万7千円で、前年度に比べまして1億2,301万9千円の増となっております。その内訳でございますが、第1項医業費用が27億613万6千円で、前年度に比べまして3,157万7千円の増となっております。

第2項医業外費用は1億6,879万8千円で、前年度に比べまして181万9千円の増

となっております。

第3項特別損失は9,162万3千円で、前年度に比べまして8,962万3千円の増となっております。

第4項予備費は、前年度と同額の200万円を計上しております。

医業費用、特別損失の増加につきましても、地方公営企業法改正に伴うものでございます。

第4条資本的収入及び支出につきましては、次のページ、2ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございます。

第1款資本的収入は1億4,856万2千円で、前年度に比べまして1,041万1千円の減となっております。その内訳でございますが、第1項負担金が1億4,856万1千円で、前年度に比べまして1,041万円の減となっております。

第2項補助金につきましては、前年度と同様、名目の1千円を計上しております。

なお、今年度におきましても企業債の借り入れは予定しておりません。

次に、支出の部でございます。

第1款資本的支出が2億5,767万1千円で、前年度に比べまして1,352万2千円の減となっております。その内訳でございますが、第1項建設改良費は2千万円で、前年度に比べまして1千万円の増となっております。

第2項企業債償還金は2億3,767万1千円で、前年度に比べまして2,272万2千円の減となっております。

前のページに戻りますが、下から3行目の括弧書きにございますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億910万9千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

再び2ページの中ほどに戻っていただきますが、第5条は一時借入金の限度額を

5千万円と定めております。

第6条は、職員給与費と交際費を議会の議決を経なければ流用することのできない経費として規定しております。

第7条は、棚卸資産購入限度額で2億5,180万円と定めております。以上で平成26年度小豆島町病院事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第29、議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（堀内宏美君） 議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊平成26年度介護老人保健施設事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

第2条では、業務の予定量を定めております。

(1)利用定員は入所が70人、通所が25人でございます。(2)年間の利用者数は、入所2万3,725人、通所5,612人を予定しており、(3)1日平均では、入所65人、通所23人を予定しております。(4)主要な建設改良費は、設備整備費51万8千円を計上いたしており、給食配膳車を購入予定でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入の部、第1款施設事業収益は3億3,617万5千円で、前年度に比べまして482万3千円、1.5%の増を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業収益は3億3,192万6千円、第2項施設運営事業外収益は424万9千円を予定しております。

次に、支出の部ですが、第1款施設事業費用は3億5,802万9千円で、前年度に比べまして303万8千円、0.9%の増を予定しております。内訳は、第1項施設運営事業費用は3億3,466万6千円、第2項施設運営事業外費用は884万5千円を予定し

ております。第3項特別損失1,351万8千円を公営企業会計制度改正による新会計基準に基づき計上しております。

第4項予備費は前年度と同額の100万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

2ページをお願いいたします。

支出の部、第1款資本的支出2,617万5千円で、前年度に比べまして2千円の減を予定しております。内訳は第1項建設改良費51万8千円、第2項企業債償還金2,565万7千円を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,617万5千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、(1)職員給与費、(2)交際費を定めるものでございます。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。以上、簡単でございますが、議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 以上で議案第1号小豆島町副町長定数条例の一部を改正する条例についてから議案第24号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までの提案理由の説明が終わりました。これらに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は明日2月28日に行います。

続いて、日程第30、請願第1号消費税増税の中止を求める意見書提出についての請願書については、小豆島町会議規則第91条第1項の規定に基づき、所管する常任委員会に付託することとなっておりますので、お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、請願第1号の審査報告は3月17日の本会議をお願いをいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は明日の午後1時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時44分